

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(注) 平成三十年六月十八日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前(注)
<p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない。</p> <p>一 [略]</p> <p>ニ <u>リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することを</u></p>	<p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>一 [同左]</p> <p>ニ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額</p> <p>イ 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウエイトを直接に判定する</p>

いう。)が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定により算出した割合をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定により算出した割合をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号に定める比率をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第十項第一号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号に定める比率をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第十項第二号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第五十三条の四第十項のリスク・ウエイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエ

ことができないものの額

ロ 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。)が適用されるエクスポージャーの額

クスボージャヤー

5 [略]

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第四条 [略]

[2・3 略]

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 [略]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項第五号」とあるのは「第二条第三項第五号」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

[5・6 略]

(別紙様式第二号)

(第一面)

5 [同左]

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第四条 [同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

一 [同左]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

[5・6 同左]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要												
国際様式の該当番号	イ		ロ		ハ		ニ					
	リスク・アセット				所要自己資本							
	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末				
[略]												
8	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)											
9	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(マंडレート方式)											

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要												
国際様式の該当番号	イ		ロ		ハ		ニ					
	リスク・アセット				所要自己資本							
	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末				
[同左]												
複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー												

	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（蓋然性 方式250%）				
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（蓋然性 方式400%）				
10	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（ワオー ルバック方式1250%）				
【略】					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
おいて使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

≒ 項番8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな
し計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあ

	信用リスク・アセットのみな し計算が適用されるエクスポ ージャー				
【同左】					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
おいて使用する用語の例によるものとする。

[a~r 同左]

≒ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準
的手法を採用した場合にあっては、 リスク・ウエイトを直接に判定すること

つては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（サンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

ができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第四百四十九条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

[加える。]

(蓋然性方式100%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十九条第十項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]
㉖ [略]
㉗ [略]
㉘ [略]
㉙ [略]
㉚ [略]
㉛ [略]
㉜ [略]
㉝ [略]

[加える。]

㉕ [同左]
㉖ [同左]
㉗ [同左]
㉘ [同左]
㉙ [同左]
㉚ [同左]
㉛ [同左]
㉜ [同左]
㉝ [同左]

ㄱ [略]
ㄴ [略]
ㄷ [略]
ㄹ [略]
ㅁ [略]
ㅂ [略]
ㅃ [略]
ㅄ [略]
ㅅ [略]
ㅇ [略]
ㅈ [略]
ㅊ [略]
ㅋ [略]
ㆁ [略]

(第二面) [略]

(第三面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
おいて使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づき資産の額」及び項番 2 「
自己資本比率規制上の連結範囲に基づき負債の額」の項ロ欄からホ欄までに
は、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄まで

ㅇ [同左]
ㅁ [同左]
ㅂ [同左]
ㅃ [同左]
ㅄ [同左]
ㅅ [同左]
ㅇ [同左]
ㅈ [同左]
ㅊ [同左]
ㅋ [同左]
ㆁ [同左]
ㄱ [同左]
ㄴ [同左]
ㄷ [同左]
ㄹ [同左]
ㅁ [同左]
ㅂ [同左]
ㅃ [同左]
ㅄ [同左]
ㅅ [同左]
ㅇ [同左]
ㅈ [同左]
ㅊ [同左]
ㅋ [同左]
ㆁ [同左]

(第二面) [同左]

(第三面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
おいて使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づき資産の額」及び項番 2 「
自己資本比率規制上の連結範囲に基づき負債の額」の項ロ欄からホ欄までに
は、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄まで

<p>の対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄から<u>上欄の額を控除した額を記載すること。</u></p> <p>[b～g 略]</p> <p>(第四面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の規定によりリスク・ウエイトを算出することを含む。）</u>及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 略]</p> <p>(第五面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の規定</u></p>	<p>の対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄から<u>上欄までの額を控除した額を記載すること。</u></p> <p>[b～g 同左]</p> <p>(第四面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）</u>並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 同左]</p> <p>(第五面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイト</u></p>
---	---

によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~i 略]

(第六面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウエイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 略]

(第七面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外

を直接に判定することができないものをいう。)並びに信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~i 同左]

(第六面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。)並びに信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 同左]

(第七面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。)に係る信用リスクは対象外と

とする。

[a～gg 略]

(第八面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

【(第九面)～(第十三面) 略】

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーテイ信用リスク・エクスポージャー額

項番	CCR1：手法別のカウンターパーテイ信用リスク・エクスポージャー額					
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		PFE	実効EPE	規制上の エクスポ	信用リス ク削減手	リスク・ アセット
	RC					

する。

[a～gg 同左]

(第八面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

【(第九面)～(第十三面) 同左】

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーテイ信用リスク・エクスポージャー額

項番	CCR1：手法別のカウンターパーテイ信用リスク・エクスポージャー額					
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		再構築コ アドオン スト	実効EPE	規制上の エクスポ	信用リス ク削減手	リスク・ アセット

[略]				
8	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（ルック ・スルー方式）			
9	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（ワンデ ート方式）			
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（蓋然性 方式250%）			
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（蓋然性 方式400%）			

[同左]				
	複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポージャー			
	信用リスク・アセットのみな し計算が適用されるエクスポ ージャー			

10	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（フオー ルバック方式1250%）				
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
 において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

㊦ 項番8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな
 し計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあ
 っては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用
 した場合には自己資本比率告示第四百四十九条第二項の規定を適用する
 エクスポージヤーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄
 ）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載するこ
 と。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前
 となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 項番9 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな
 し計算（ノンゼット方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあつて
 は自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した
 場合にあっては自己資本比率告示第四百四十九条第七項の規定を適用するエ

[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
 において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 同左]

㊦ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準
 的手法を採用した場合にあつては、リスク・ウエイトを直接に判定すること
 ができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及び
 これに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㊧ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の
 項には、自己資本比率告示第四百四十九条に規定する信用リスク・アセットの
 額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ
 欄）をそれぞれ記載すること。

スボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前とな
る場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉒ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

[加える。]

（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百九十九条第十項第一号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉓ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

[加える。]

（蓋然性方式100%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百九十九条第十項第二号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし

[加える。]

計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法

を採用した場合にあつては自己資本比率告示第百四十九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ㄨ [略]
ㄩ [略]
ㄺ [略]
ㄻ [略]
ㄼ [略]
ㄽ [略]
ㄾ [略]
ㄿ [略]
ㅀ [略]
ㅁ [略]
ㅂ [略]
ㅃ [略]
ㅄ [略]
ㅅ [略]
ㅆ [略]
ㅈ [略]
ㅊ [略]
ㅋ [略]
ㅌ [略]
ㅍ [略]
ㅑ [略]
ㅓ [略]
ㅕ [略]
ㅗ [略]
ㅛ [略]
ㅜ [略]
ㅠ [略]
ㅡ [略]

ㅚ [同左]
ㅜ [同左]
ㅝ [同左]
ㅞ [同左]
ㅟ [同左]
ㅠ [同左]
ㅡ [同左]
ㅢ [同左]
ㅣ [同左]
ㅤ [同左]
ㅥ [同左]
ㅦ [同左]
ㅧ [同左]
ㅨ [同左]
ㅩ [同左]
ㅪ [同左]
ㅫ [同左]
ㅬ [同左]
ㅭ [同左]
ㅮ [同左]
ㅯ [同左]
ㅰ [同左]
ㅱ [同左]
ㅲ [同左]
ㅳ [同左]
ㅴ [同左]
ㅵ [同左]
ㅶ [同左]
ㅷ [同左]
ㅸ [同左]
ㅹ [同左]
ㅺ [同左]
ㅻ [同左]
ㅼ [同左]
ㅽ [同左]
ㅾ [同左]
ㅿ [同左]
ㅿ [同左]

Ⅱ [略]
Ⅲ [略]
Ⅳ [略]
Ⅴ [略]

(第二面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~p 略]

(第三面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットの

Ⅱ [同左]
Ⅲ [同左]
Ⅳ [同左]
Ⅴ [同左]

(第二面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a~p 同左]

(第三面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットの

<p>みなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~i 略]</p> <p>(第四面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リースク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリースク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~m 略]</p> <p>(第五面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリースク・ウエイトの<u>みなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリースク・ウエイトを算出することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外</p>	<p>みなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~i 同左]</p> <p>(第四面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リースク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~m 同左]</p> <p>(第五面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リースク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外と</p>
---	---

とする。

[a～gg 略]

(第六面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

〔（第七面）～（第九面） 略〕

（第十面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

項番	CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額					
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
			実効EPE	規制上の エクスポ	信用リス ク削減手	リスク・ アセット
	RC	PFE				

する。

[a～gg 同左]

(第六面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

〔（第七面）～（第九面） 同左〕

（第十面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

項番	CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額					
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
			実効EPE	規制上の エクスポ	信用リス ク削減手	リスク・ アセット
	再構築コ スト	アドオン				

[略]				
8	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（ルック ・スルー方式）			
9	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（マゾデ ート方式）			
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（蓋然性 方式250%）			
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（蓋然性 方式400%）			

[同左]				
	複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポージャー			
	信用リスク・アセットのみな し計算が適用されるエクスポ ージャー			

10	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（フオー ルバック方式1250%）				
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
 において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

Ⓔ 項番8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな
 し計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあ
 っては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用
 した場合には自己資本比率告示第四百四十九条第二項の規定を適用する
 エクスポージヤーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄
 ）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載するこ
 と。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前
 となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⓕ 項番9 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな
 し計算（ノンゼット方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあって
 は自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した
 場合にあっては自己資本比率告示第四百四十九条第七項の規定を適用するエ

[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
 において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 同左]

Ⓔ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準
 的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウエイトを直接に判定すること
 ができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及び
 これに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⓕ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の
 項には、自己資本比率告示第四百四十九条に規定する信用リスク・アセットの
 額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ
 欄）をそれぞれ記載すること。

スポンジヤーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前とな
る場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポンジヤーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式100%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポンジヤーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉖ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法

[加える。]

[加える。]

[加える。]

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p> 同 [略] 同 [略] 同 [略] 同 [略] 同 [略] 同 [略] 同 [略] 同 [略] </p>
---	---